

総務常任委員会

**幸手市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例
(議案第76号)**

問 条例第2条2項の(専門的)職種は。

答 第2条2項1号の専門的な知識を有する職員の育成に相当の期間を要する場合に採用した事例としては、臨床心理士、学芸員などがある。第2条2項2号の急速に進歩する技術に係る専門的な知識経験を有する者、および専門的な知識経験の性質上その専門的な知識経験を有する者を、有効に活用する場合に採用した事例としては、カウンセラー、および、民間企業における安全衛生に関する実務経験を有する産業保健師である。

第2条第2項第3号の専門的な知識経験を有する職員を、他の業務に従事させる必要があるため、当該職員のかわりの職員が組織内で確保することが困難な場合に採用した事例として、1級建築士および精神保健相談員である。

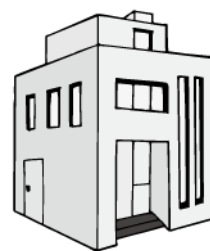
**幸手市地区市民センター
条例
(議案第78号)**

問 このセンターを設置して、行政がどのようにに市民に期待されるような地域センターにしていこうとしているのか。

答 現段階で考えられるのは、まず、行政サービスの部分について住民票の写し、印鑑登録証の写し、各種税証明の発行、取り次ぎについては実施する予定で検討している。その他については、地域清掃で使用するコミュニティ袋の配布子ども医療費、重度心身障害者医療費等の申請書の受付、高齢者インフルエンザの予防接種の配布などが予定されている。

地域コミュニティについては、今議会で議決された段階で、館の近辺の地域で活動している団体等などから、地域のいろいろな相談や助言、本庁に対する要望等を地元公民館で一括的に受付をし、地区の中で解決できる問題については、その地区の方で話し合って解決する。

本庁のある部局、道路なら道路河川課、必要であれば、その仲介、間に入って橋渡しの役割を地域に仕掛けていきたい。



**幸手市税条例等の一部を
改正する条例
(議案第79号)**

問 減免に係る申請期限の変更の理由について

答 総務省から減免に係る取扱いについての通知を受け、市民税、固定資産税、特別土地保有税の申請期限を納期限前7日前から納期限までに変更するものである。

**平成27年度幸手市一般会
計補正予算
(第5号)
(議案第83号)**

問 臨時職員賃金800万円は。

答 臨時職員について、今年度4月から10月までの支払額を勘案した結果、今年度末には賃金の不足が見込まれたので、今回補正予算を提案した。

問 予定より臨時職員数が増えたのか。

答 当初、実態として想定していたのが31人であるが、今現在37人である。



文教厚生常任委員会

幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (議案第80号)

問 減免の申請期限が、一週間から納期限まで延びることの影響は。

答 従来、納期限の7日前までに提出されなかった申請は、直近の納期のは、減免の対象にならず、次の納期のものから減免の対象としていたが、申請期限が納期限まで延びること、直近の納期のものから減免の対象となり、申請者にとっては有利な面がある。

一方、市の事務処理は、多少時間的に厳しくなることが見込まれる。

問 被保険者と個人番号の確認の手続きは。

答 全て幸手市に住民票のある方については、マイナンバーが付番されているはずなので、住民票を扱うところの窓口については、端末機により、その方のマイナンバーは確認できる。

指定管理者の指定 (議案第82号)

問 さくらの里となのはなの里にかかる指定管理の収支報告は。

答 平成26年度の収入は市からの委託料2100万円を含み863万753円、支出は7545万9379円、差し引きの1090万1374円が、市に返還されている。

平成27年度幸手市一般会計補正予算 (第5号) (議案第83号)

問 街路灯設置事業補助金交付要綱を改正しなくても、今後、遡及(遡つての支給)分の補助金を支出しないことができるのか。

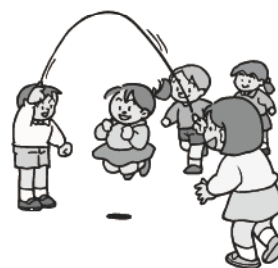
答 要綱は、補助金を支出しなければならぬという規定ではなく、支出することができるということである。そこに裁量の余地があるので、遡及分を支出しないことは、要綱に抵触するものではなく、運用として決裁行為であるという解釈である。

問 街路灯設置事業補助金における自治会からの申請の予測の読み違いとは。

答 街路灯設置補助金は、各自治会が負担する設置事業費の一部を補助するものである。各自治会の出費も発生することから、一遍に数多く出てくるものではないと考えていた。

問 放課後児童クラブ室新設工事設計業務委託料を繰越明許した理由は。

答 この業務委託は計画、通知等の申請業務も含んでおり、履行期間については、概ね5カ月間の来年2月から6月までを見込んで繰越明許とした。



問 生活排水処理基本計画策定業務委託料が減額となった理由は。

答 今回の補正は、埼玉県が生活排水処理施設整備構想を平成28年度の見直しにあたり、その構想に幸手市の計画を反映させるためのもの。当初予算編成時には、県が予定していたものを予算計上したが、今年度5月には県の計画に一部項目の削除があり、市の計画でもその項目を計上する必要がなくなり、業務を縮小したうえで入札した結果、落札額が下がって執行残が発生したため減額となった。

建設経済常任委員会

問 災害対策費の時間外勤務手当と管理職特別勤務手当の増額補正は、9月の水害が関係していると思うが、この水害による時間外勤務手当の総額は。

答 時間外勤務手当が284万5425円、管理職特別勤務手当が64万3000円、特殊勤務手当が25万2800円、合計371万1225円。

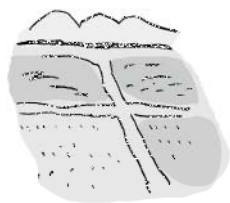
問 公民館費の修繕料を増額補正する理由は。

答 公民館施設の修繕が多く続いており、3月までの分も見込んで今回補正予算を計上した。

平成27年度幸手市一般会計補正予算
(第5号)
(議案第83号)

問 農地費のうち、かんがい排水事業補助金60万円の増額理由は。

答 高須賀用排水路土地改良区が維持管理する事業で、当初予算で見込んでいなかった事業を補助するものである。



問 土木総務費の時間外勤務手当25万円は9月の台風の影響と関係あるのか。

答 台風の際の超過分は災害対策費で賄われているので、関係はない。



幸手市都市公園等指定管理業務調査特別委員会

9月定例会の建設経済常任委員会において、幸手市都市公園等の指定管理業務における監査委員の監査済みの事業収入・支出状況報告の計数の不整合や作業内容等に疑義が多くあることが判明。常任委員会、本議会ともに「平成26年度一般会計決算」が不認定となりました。それを受け、市議会では下記特別委員会を設置し調査審議を行っています。その状況についてご報告いたします。

第1回

開催日 平成27年9月30日
調査・審議内容
・委員会の正副委員長選任

第2回

開催日 平成27年11月20日
調査・審議内容
・調査方法、事項等について
・現地視察について

第3回

開催日 平成27年11月20日
調査・審議内容
・今後の委員会への説明者出席要求について
・現地視察実施

第4回

開催日 平成27年12月8日
調査・審議内容
・基本協定と年次協定について
・市の改善勧告と受託業者の改善計画の履行状況について

